

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成28年1月28日(2016.1.28)

【公表番号】特表2014-509371(P2014-509371A)

【公表日】平成26年4月17日(2014.4.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-019

【出願番号】特願2013-546587(P2013-546587)

【国際特許分類】

F 16 L 19/00 (2006.01)

C 21 C 5/46 (2006.01)

F 16 B 7/18 (2006.01)

【F I】

F 16 L 19/00

C 21 C 5/46 102Z

F 16 B 7/18 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年12月2日(2015.12.2)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0015

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0015】

袋ナット自体は、差込み部分と接続部分と同様に延長されて形成されており、有利な形成によれば、袋ナットが、10~20の、特に15のネジ山を備えるように形成されているが、通常の袋ナットは、5~7のネジ山しか備えない。これにより、袋ナットが若干ゆるんだ場合でも、依然として、分離を排除し、これにより完全に不気密になることを排除するために十分なネジが存在するので、長いネジを介しても付加的な安全が与えられている。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0024

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0024】

図1及び2から、安全チューブ3の反対側接続部分35も、ランスホルダの反対側の端部のように、即ち接続部分18のように形成されていることがわかる。この反対側接続部分35の最深部36に、リングウェブ37が形成され、このリングウェブは、安全チューブ3の導入される又は導入すべき差込み部分8のためのストップとして使用されるが、同時にシールゾーンとしても使用されるが、それは、ここでは、袋ナット9を介して、相応に高い押付力が発生され得るからである。延長された袋ナット9は、その内ネジ21が、ランスホルダ2もしくはその接続部分18の外ネジ20に対応するが、これは、特に図3からもわかり得る。外ネジ20と内ネジ21がネジ14を生じさせるが、このネジを介して、袋ナット9は、個々のシールゾーンを実現するために、全体として約15のネジ山41, 42にわたって接続部分18上を移動し得る。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0032

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 3 2】

1	酸素ランス
2	ランスホルダ
3	安全チューブ
4	連結装置
5	連結装置
6	ランスホース
8	差込み部分
9	袋ナット
10, 11	安全区間
12, 13	シール面
15	リングシール
18	接続部分
19	メス部分
21	内ネジ
23	内面
25	シール面
26	自由端
28, 30	リング溝
29, 31	Oリング
32	シール面
33	シール面
35	反対側接続部分
36	最深部
37	リングウェブ
39	リング面
40	安全シャフト
41, 42	ネジ山
48	面のベース部分
49	斜面
50	シールエッジ

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項10

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項10】

袋ナット(9)が、10～20の、特に15のネジ山(41, 42)を備えるように形成されていること、を特徴とする請求項」1～9のいずれか1項に記載の連結装置。